

四万十市告示第51の11号

四万十市共働き・共育で推進及びESG経営推進奨励金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

四万十市長 山下 元一郎

四万十市共働き・共育で推進及びESG経営推進奨励金交付要綱

四万十市共働き・共育で推進及びESG経営推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、四万十市共働き・共育で及びESG経営推進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 奨励金は以下の認証等を受けた中小企業者に対し、次の各号に掲げる目的によって交付を行うものとする。

(1) 共働き・共育で推進

共働き・共育でへの意識醸成を図ることで魅力ある雇用の場の創出を行い、若者の地域への定着及び出生数の増加を目的として、高知県ワークライフバランス推進企業の認証や、厚生労働大臣のくるみん認定等を受けた中小企業者に対して奨励金の交付を行う。

(2) ESG経営推進

ESGの理念に基づく持続可能な経営の取り組みを推進することを目的として、ESGマーク認証制度による認証を受けた中小企業者に対して奨励金の交付を行う。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 高知県ワークライフバランス推進企業認証 高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱（以下「県要綱」という。）第6条に規定する認証

(3) 「トライくるみん認定」、「くるみん認定」 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）（以下「法」という。）第13条に規定する認定

(4) 「プラチナくるみん認定」 法第15条の2に規定する認定

(5) ESGマーク認証制度 (一社)中小企業個人情報セキュリティ推進協会が行うESGマーク認証制度

(交付の対象)

第4条 奨励金の交付対象事業者は以下の全ての要件を満たす中小企業者とする。

(1) 市内に本社がある事業者

(2) 市税及び県税を滞納していない事業者

2 前項の規定に基づく事業者のうち、次の第1号から第3号については令和7年4月1日以後、第4号については令和8年4月1日以後に次の各号に掲げる認証等を新たに受けた事業者を奨励金の交付対象とする。ただし、認証等の日から1年以内に奨励金の申請をしたものに限る。交付区分ごとの交付額は別表1のとおりとする

(1) 県要綱第4条第1項に規定する、次世代育成支援部門、男性育休推進部門又は女性の活躍推進部門のいずれかによる認証を新たに受けた場合（奨励金の申請時点で県要綱第11条に基づく認証の取消しがされているものを除く。）

(2) 県要綱第4条第1項に規定する、介護支援部門、年次有給休暇の取得促進部門又は健康経営部門のいずれかによる認証を前号に規定する部門と同時、又は令和7年4月1日以降に前号の認証を受けた後1年以内に受けた場合（奨励金の申請時点で県要綱第11条に基づく認証

の取消しがされているものを除く。)

(3) 「トライくるみん認定」、「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受けた場合

(4) E S Gマーク認証制度による認証を受けた場合

(交付申請)

第5条 奨励金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、四万十市共働き・子育て及びESG経営推進奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書兼請求書の提出期限は令和10年3月31日までとする。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による奨励金の交付の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに奨励金の交付の決定を行い、四万十市共働き・子育て及びESG経営推進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知すると共に、奨励金の交付を行うものとする。

2 市長は、奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の通知に、必要な条件を付することができる。

3 規則第16条の2第2項の規定に基づき、第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定し、補助金を交付する。規則第13条第1項の規定による実績報告書は、第5条の規定による交付の申請をもって報告されたものとみなす。

(交付の取消し及び返還)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨励金の交付を取消し、又は既に交付した奨励金の全部を返還させることができる。

(1) 申請者が虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則(平成24年四万十市規則第7号)第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当すると認められたとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(関係書類の整備)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、当該事業に係る証拠書類を整備し、奨励金を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第9条 奨励金交付事業及び交付対象者に関して、四万十市情報公開条例(平成17年四万十市条例第13号)に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第9条の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第7条から第9条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

交付区分		交付額
高知県ワークライフバランス 推進企業認証	次世代育成支援部門、男性育休推進部門、女性 の活躍推進部門	100千円
	介護支援部門、年次有給休暇の取得促進部門、 健康経営部門	50千円
「トライくるみん認定」、「くるみん認定」		200千円
「プラチナくるみん認定」		300千円
E S G マーク認証制度による認証		165千円

※各区分による奨励金の交付は 1 事業者当たり 1 回のみとする。